

# ■ 岩手県景観計画 届出対象行為

## 一般地域

※適用除外行為等の詳しい内容は、岩手県景観計画をご覧下さい。(ホームページよりダウンロードできます。)

区分	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
<b>① 建築物の新築又は移転</b>	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ 13m (2) 軒高 9m (3) 延べ床面積 1,000m <sup>2</sup>
<b>② 建築物の増築又は改築</b>	(1) <b>①</b> の規模に該当する建築物の増築又は改築で、次のいずれかの規模を超えるもの ア. 当該行為に係る床面積の合計が200m <sup>2</sup> イ. 当該行為に係る床面積の合計が、当該増築又は改築前の延べ床面積の2割 (2) 当該行為により、 <b>①</b> の規模に該当する規模となる建築物の増築又は改築
<b>③ ① の規模に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</b>	当該外観の変更前の屋根の面積の2割を超えるもの 又は外壁の面積の2割を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
<b>① 工作物の新設又は移転</b> 次に掲げる類型ごとの規模を超えることとなる工作物の新設又は移転	
① 煙突、排気塔その他これらに類するもの ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの ③ 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの ④ 觀覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設 ⑤ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ⑥ 自動車車庫の用途に供する施設 ⑦ 石油、ガス、飼料等の貯蔵施設 ⑧ 汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの ⑨ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ13m (工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるときは、5m) 又は築造面積1,000m <sup>2</sup>
⑩ 摊壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5m
⑪ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの（その支持物を含む。）	高さ20m(工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるときは、10m)
⑫ 空中線系(その支持物を含む。)	高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)15mを超えるもの
⑬ 自動販売機(自然景観地区において、屋外に設置されるものに限る。)	高さ1m
<b>② 工作物の増築又は改築</b>	(1) <b>①</b> の規模に該当する工作物の増築又は改築で、次のいずれかの規模を超えるもの ア. 当該行為に係る築造面積が200m <sup>2</sup> イ. 当該行為に係る築造面積が、当該増築又は改築前の築造面積の2割 (2) 当該行為により、 <b>①</b> の規模に該当する規模となる工作物の増築又は改築
<b>③ ① の規模に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</b>	当該外観の変更前の面積の2割を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	次のいずれかの規模を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	(1)生じるのり面又は擁壁 高さ5mかつ長さ10m (2)面積3,000m <sup>2</sup>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の期間が90日を超え、かつ、次のいずれかの規模を超えるもの (1)高さ5m (2)面積1,000m <sup>2</sup>
水面の埋立て又は干拓	次のいずれかの規模を超えるもの (1)面積3,000m <sup>2</sup> (2)生じるのり面又は擁壁 高さ5mかつ長さ10m

※特定届出対象行為：届出対象行為のうち、建築物及び工作物にかかる行為は、特定届出対象行為となります。 特定届出対象行為は、形態意匠について変更命令の対象となります。